



1. 2022年 所得税及び社会保険対象の福利厚生支給額

従業員が雇用主から福利厚生（住まいの提供や社内食堂の食事券等）を受け取る場合、これは所得としてみなされ所得税及び社会保険の対象となります。福利厚生としての支給限度額は、社会保険規定によって定められています。

食事手当

雇用主が食事代を負担する場合の年間支給額は、朝食、昼食、夕食で以下のように定められています。

朝食	昼食	夕食	1日分
56ユーロ	107ユーロ	1,073ユーロ	270ユーロ

日割り計算すると昼食と夕食の支給額はそれぞれ一回につき3.57ユーロとなり、定額で控除分から減額されます。従業員がその一部、または全額自己負担した場合は、自己負担の割合に基づき所得税及び社会保険の対象から外されます。

（低額の）福利厚生の対象となる食事には、主に下記のようなものがあります。

- 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
- 就業日の食事を割安で提供するレストランなどを対象とした雇用者からの手当
（手当が実際の食事価格を超えない場合に限る）
- 従業員に対するレストラン用食事券などの配布
（食事券などの価格が1食につき6.67ユーロを超えない場合に限る）
- 雇用者が従業員の賃金契約外において、食事券などの代わりに就業日の食事代として支払う現金手当（1食につき6.67ユーロを超えない場合に限る）

福利厚生支給の利用は、就業日1日につき1食分のみの手当が前提条件となり、これはホームオフィスで働く従業員にも当てはまります。「予備」として別の日の食事手当を充てる場合は、その分が現金支給として認識され所得税及び社会保険の対象となります。

上記例のように追加で所得税及び社会保険の対象となった場合、雇用主は全額を25%の税率で一律課税負担することができます。（所得税法第40条2項）。この場合は、社会保険料は発生しません。

住まいの提供

雇用主による住まいの提供に関しては、以下の点に留意する必要があります。

- 一家計が利用するアパート（あるいは一戸建て住宅）の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。水道代や光熱費などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- その他の宿泊施設（共同アパートの一部屋など）については、一律の現物給価格が適用されます（2022年は月241ユーロ）。この一律基準価格を超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し住居や宿泊施設を割引価格で付与する場合は、従業員が自己負担する金額に応じて考慮し、雇用主側が負担した金額のみ所得税と社会保険の対象となります。

ただし雇用者負担が平均賃貸価格の3分の1を超えない場合（かつ25ユーロ/1㎡以下）、この手当は所得税の対象にはなりません。

2. 売上税（VAT）の分割払い

売上にかかるVATは原則として、現金主義ではなく発生主義を基準に計算されます（いわゆる「SoII課税法」）。つまりVATは、実際にサービス（デリバリーやその他の役務）が行われた月に発生したことになり申告義務が発生します。例外として、サービスの提供に先立って前払金などの支払いがあった場合は、その支払いが行われた月に発生したことになり申告義務が発生します。

一方、フリーランサーや、前年度の売上が60万ユーロを超えないことで記帳義務を課せられていない企業や事業者は、現金主義実を基準にVAT申告できるよう申請することが可能です（いわゆる「Ist課税法」）。これによりVATは、サービスに係る料金の支払いが行われた月に申告義務が発生することとなります。

このIst課税法に対し、SoII課税法を利用する事業者は、提供したサービスにかかるVATを顧客から受領する前に納税しなければなりません。つまり、VATの納税額を前払いしなければならないということになります。この点に関連し、SoII課税法おける2年以上にわたる分割払いのケースの取り扱いが問題となりました。

まず財政裁判所は、まだ支払われていない分割料金は徴収不可能なものとみなし、未払いの分割金にかかるVATは実際に顧客からの入金があってから納税されるべきであるとの判決を下しました。

一方、欧州司法裁判所は、未払いの分割金は、支払期限が過ぎてはいないものの徴収不可能ではないとみなしました。すなわち欧州法によれば、SoII課税法を利用する事業者が顧客に対し分割払いを認められた場合、数年間にわたって未回収のVATを前もって納税し続けなければならないということになります。

3. 走行記録簿の正確性

課税対象となる社用車のプライベート利用分を計算する際には、1%ルールでの一律課税のほか、実際にかかった費用分を走行記録簿に基づいて按分して個人使用分の費用を課税することも可能です。走行記録簿を利用する場合には、綴じられた走行記録簿を必ず使用し、適時に走行記録を行わなければいけません。

業務上の事由による走行の場合には、日付および運転開始・終了時それぞれの走行キロメートル数、目的地および目的、訪問先の顧客名、迂回路についての記載が最低限の必須事項となります。通勤で社用車を使用した場合は、通勤利用の旨を記載、プライベート利用の場合は走行キロメートル数のみの記載で良いとされています。

ニーダーザクセン財政裁判所は現行の判決で、多少の記載漏れや記載内容の不明確さがあつたとしても、それによってその走行記録簿のすべてを棄却するにはあたらないと判断しています。

争点となった判例では、訪問した顧客名や目的地名が略称で記載されていたほか、出張での宿泊先の詳細については「ホテル」とのみ記載、記録簿にある走行距離と経路案内で計算される距離に差があるなどの点が問題視されました。しかし、訪問先の顧客情報については別途作成されていた顧客リストからの判別が可能であったこと、また出張自体が少なかったこと、ホテルに関する詳細については出張経費精算表やホテルの請求書で代用できたことなどから、この走行記録簿は正当なものとして認められました。

裁判所は更に、走行記録簿の記載事項は必要以上に厳密に精査されなくても良いとしています。そうでなければ実質的に1%ルールでの一律課税法以外の選択肢がなくなってしまうためです。

4. 公的社会保険料に関する新改定

2022年1月1日より社会保険料（年金保険、失業保険、健康保険、介護保険）が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
保険料負担給与上限			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州	84,600 ユーロ	7,050 ユーロ	年金保険：18.6%
旧東ドイツ連邦州	81,000 ユーロ	6,750 ユーロ	失業保険：2.4%
- 健康及び介護保険	58,050 ユーロ	4,837.50 ユーロ	健康保険：14.6% 介護保険：3.05%
公的保険義務該当者 (右記金額を超えた翌年より プライベート保険への移行が可能)	64,350 ユーロ	(5,362.50 ユーロ)	
法的最低収入上限		325 ユーロ	
ミニジョブ従業者		450 ユーロ	
- 給与上限			
- 健康保険			雇用者：13% 雇用者：5%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			
- 年金保険			雇用者：15% 従業員：3.6%
- 一般			
- 個人家庭での従業時			雇用者：5% 従業員：13.6%
倒産割り当て金			雇用者のみ：0.09%

公的社会保険（健康保険、介護保険、年金保険）に加入している従業員に対して、雇用主は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年以降、法的健康保険における保険会社個別の追加保険料にも適用されています。

従業員がプライベート健康保険に加入している場合、雇用主は従業員の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。ただしこの補助金の上限は、法的健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています（平均1.3%となる保険会社個別追加保険料負担割合の50%も含む）。これにより、2022年の雇用主による最大補助金額は、月々384.58 ユーロとなります（769.16 ユーロの50%）。

5. 透明性登記簿への登記義務

2017年の反マネーロンダリング法施行を受け、電子形式での透明性登記簿が設置されました。この透明性登記簿では、法人（GmbHやAG等）の経営権を有する個人、あるいは商業登記簿に登録されている人的会社（OHG やKG等）に出資している個人が登記義務の対象となります。これまでは商業登記簿など公的な機関に登録されている場合は透明性登記簿への登記が免除されていました。

しかし2021年8月1日よりこの「仮登録」が廃止され、上記の会社は公的登記簿に登録されているかどうかに関わらず、下記の条件を満たす経営権保持者を登録するよう義務付けられています。

- 資本比率が25%より多い
- 票決権が25%より多い
- 上記の個人と同様な決定権を有している

従業員をもたず個人で有限会社を営む場合もこれに当てはまります。

登記義務に当てはまる企業は、経営権保持者に関する下記の項目について、常に最新の情報を透明性登記簿に登録しなければなりません。

- 氏名
- 生年月日
- 出身地
- 経営権の種類と範囲
- 国籍

また、これまで商業登記簿などの公的登記簿によって自動的に透明性登記簿への「仮登録」が行われていた企業には、登記移行期間が設けられています。

- 株式会社、欧州株式会社（Societas Europaea）、株式合資会社は2022年3月31日まで
- 有限会社、組合、パートナーシップは2022年6月30日まで
- その他（人的会社など）は2022年12月31日まで

この移行期間を過ぎても登記が行われていないなど、登記義務に違反した場合には原則として最大10万ユーロ、場合によっては100万ユーロ以上の罰則金が課せられますのでご注意ください。

また、過去にコロナ助成金を申請し受領したことのある企業においては、実績報告を提出する際にも透明性登記簿への登録済証明が必須となっていますので、併せて留意が必要です。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de